

閱覽用

平成30年 第2回

# 神崎市農業委員会総会議事録

平成30年2月1日

神崎市農業委員会

## 平成30年第2回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年2月1日(木) 午後1時30分 開会
2. 開催場所 神崎市役所3-3会議室
3. 出欠者の状況

出席委員 12名

欠席委員 1名

傍聴者 なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	副会長	服巻 玉美	欠
4	委員	香月 涼子	出
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	角田 良正	出
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	出

### 4. 議事日程

#### 日程第1 議事録署名委員の指名

7番 大田 委員                      8番 福田省二 委員

#### 日程第2 会議書記の指名

事務局長 江口 重信      係長 山口 秀利

#### 日程第3 付議事件

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について | 3件 |

議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(所有権移転関係)について	5件
議案第5号	農地の賃借料情報の提供について	1件
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	15件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	3件

## 5. 説明のため出席した職員

### 【農業委員会事務局職員】

事務局長	江口 重信
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主査	市丸 麻記

### 【農政水産課職員】

農政企画係主事	桑原健太郎
農政企画係主事補	川端 晃博

## 6. 会議の概要

### 事務局長

皆さんこんにちは、1月23日に開催された佐賀県農業委員、最適化推進委員研修会、大変お疲れ様でした。本日は、大変お忙しい中、総会に出席していただき誠にありがとうございます。着席して議事を進めさせていただきます。

始める前に、すでに議案書を送付しておりましたが、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては、本人の申し出により申請が取り下げられましたので、2号議案については取消しをお願いします。審議につきましては1号議案から3号議案というふうに進めて行きたいと考えております。

それでは、平成30年第2回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長の挨拶をお願いいたします。

### 会長

一年で一番寒い時期を迎えておりますけど、インフルエンザが猛威をふるっているようでございます。今、病院に行くと、どこも満杯でございます。そういう中で病気をしないようにと今朝の朝ドラの後の「あさイチ」を見られた方がいると思いますが、神奈川県伊勢原市ですか、去年、良いことがあった人を対象に火の中の放り込まれる行事があっていましたが、無病息災の祭りだそうです、手荒行事があってございました。いずれにしても風邪をひかないよう

にしたいと思います。

それでは、只今から、平成30年第2回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

## 事務局長

本日の出席委員は12名です。3番 服巻 委員より欠席届が提出されています。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則、第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。森 会長、宜しくをお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

## 議長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

### 日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は7番 大田 委員と8番 福田 省二 委員の2名を指名いたします。宜しくをお願いいたします。

## 議長

### 日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の江口局長、山口係長を指名します。

## 議長

### 日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(所有権移転関係)について	5件
議案第5号	農地の賃借料情報の提供について	1件
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	15件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	3件

以上、5議案25件、報告第1号の3件でございます。

ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をされ、指名を受けてから、最初に議席

番号と氏名を言って、マイクを通して発言されるようお願いいたします。

(農地法第5条関係)

(受付番号1番 申請者入室)

## 議 長

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について審議いたします。事務局から説明させます。

## 事務局

【議案第1号 受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は千代田町〇〇字〇〇 〇〇番〇〇の他 田2筆の合計1,499㎡、転用の目的は敷地の拡張で、転用の理由及び譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や事業費などは記載のとおりで、着工は平成30年3月15日、完了は平成30年6月30日の予定です。権利の内容は所有権の移転で農振除外は決定済み。農地区分は「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」で第1種農地と判断されますが、許可基準は用地選定を行った上で「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)」となります。位置図などを6ページと7ページに添付しています。

申請書類として土地利用計画図や残高証明書、佐賀東部及び神崎市土地改良区との協議、埋蔵文化財の届出などがあり、周辺農地の営農条件への支障の有無については、申請地の排水処理と法面設置などが適切に計画されていて地区の同意書もあり、問題ないと思われます。説明は以上です。

## 議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号 受付番号1番の土地の所在は、千代田町、〇〇でございますので、地区担当委員の11番 福田 肇 委員のご意見をお伺いいたします。

### 11番 福田 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

11番の福田です。第1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容などを申請関係者などに確認しましたが、申請地は敷地

拡張する用地としては立地が適していて、隣接の農地がありますが、影響が及ばないよう十分検討した上で事業計画されたと判断できますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

**議 長**

ありがとうございました。

只今、地区担当委員の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議 長**

質疑ありませんか。

はい。9番 角田 委員

**9番 角田 委員**

9番の角田です。ここの北方の田んぼは、耕作されていますか。

**議 長**

はい。11番 福田委員どうぞ。

**11番 福田 委員**

11番の福田です。北の方の田んぼを10mから13m残してあつとですよ、他の田に影響のなかごと、現地を見に行ったら麦を蒔いてあつたです。よかですか。

**議 長**

いいですか。他にありませんか。

はい。11番 福田 委員

**11番 福田 委員**

11番の福田です。〇〇さんに聞きますが、あと何年ぐらいで終わつとですか。まだ田んぼが残つとでしょう。あと何年ぐらいの計画で拡張しんしゃつとですか。

**議 長**

説明をお願いします。

〇 〇

まず、今回の一期が終わって、次にまた申請して、了解が取れば次に進めて行きたいと考えております。

**11番 福田 委員**

はい。わかりました。

## 議 長

他にありませんか。

はい。事務局

## 事務局

事務局より補足説明させていただきます。皆さんの議案書の7ページに計画図を添付しているので、7ページをお開き下さい。ここには〇〇さんから提出された事業計画図をつけています。黒枠で囲んだ所が今回の拡張地です。先ほど角田委員、福田委員から質問がありました部分でございますが、農地が残りますので、拡張地との間の土砂流失防止として、法面を設置されています。北側の農地がまだ残りますが、それについては、〇〇さんが説明されましたが、何年かかけて拡張等を考えているというお答えがあったところです。先ほど地元の福田委員がいわれたように、麦が蒔いてあるところを確認なさっているようです。私が現地確認に行った時は、耕起状態でありました。この図面で言うと南側に既存の倉庫がありまして、その北側に連続写真がありますがトレーラーがそのような形で、倉庫のピットに向けて進入する経路を見やすいように示してあります。北側の所に車両が4台以上待機する場所を確保したいところが、今回の申請です。

## 議 長

他にありませんか。

はい。2番 筒井 委員

## 2番 筒井 委員

2番 筒井でございます。あそこの南の道路は県道ですか、市道ですかね。

## 事務局

事務局で確認したことをお伝えします。南側の道路は、以前は〇〇まで行く県道でしたが、今は、北側の方に新しく道路ができますので、現在は移管されて、市道になっています。

## 2番 筒井 委員

そこは民家も近かかし、とばさんごと40キロとか30キロに規制されんですかね。大型のトレーラーとかどンドン通ると危なかけん、交通規制をいっくらかしていただきたいと思います。

## 議 長

質問がありましたので、申請者の方、その件について説明をお願いします。

○ ○

最低のルールは安全の速度として、徐行とは15キロ未満ですので、うちの方の社内で全車両入ってくる場所は、そのように指示をいたします。

**議 長**

他にありませんか。ないようですので、質疑を終了します。  
申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号1番 申請者退室)

**議 長**

これより採決に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございました。全員賛成であります。  
よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(農地法第3条関係)

**議 長**

次に、議案書の3ページをお開きください。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番から受付番号3番まで、一括して審議いたします。事務局から説明させます。

**事務局**

**【議案第3号 議案書を基に朗読後、説明】**

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

議案書3ページに記載しております受付番号1番から3番までは、移転する権利は所有権で、申請理由等は記載のとおりです。各申請地の位置図を10ページから12ページに添付しております。申請者は農地の全てを効率的に耕作し、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可基準を満たしていると思われれます。以上です。

**議 長**

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議 長**

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

異議なしと認め、質疑を終了します。

**議 長**

これより採決に入ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番から受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

(議案第4号 基盤法第18条第1項関係)

**議 長**

次に、議案書の4ページをお開きください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転関係)についてを議題といたします。

受付番号1番から受付番号5番まで、一括して審議いたします。事務局から説明させます。

**事務局**

**【議案第4号 議案書を基に朗読後、説明】**

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。議案書4ページ受付番号1番から5番について、土地の所在、所有権の移転をする者の氏名、価額等は記載のとおりです。所有権移転の時期は平成30年2月を予定しており、対価の支払は所有者の指定口座への振込によります。

以上です。

**議 長**

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

はい、5番 馬渡 委員

(質疑・応答)

**5番 馬渡 委員**

5番の馬渡です。受付番号5番ですね、面積と総額の値がおかしと思いますが、欄がずれているのではないですか。

**議 長**

事務局、確認をお願いします。

**事務局**

すいません。受付番号5番は10 a当たりの価格はすべて80万円ですので、伏部4586番の1の10a当たりの価格を80万円に訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。

**5番 馬渡 委員**

面積と80万としてありますが、上から4番目ですか、5860番2ですかね、面積が1,598となって、私が計算したところ1,278千円ですか、そういうふうな値になるが、それから下の方もおかしいですもんね。

**議 長**

事務局が確認しますので、暫時休憩します。

**議 長**

休憩中の会議を再開します。始めに資料の説明を事務局よりいたします。

**事務局**

お配りした資料について説明します。議案4号、受付番号5番の土地の所在です。合計が30,032㎡、合計金額が24,019,000円となっております。以上です。

**議 長**

改めて、ご質疑ございませんでしょうか。

はい。事務局

## 事務局

大変申し訳ありませんでした。この4号議案につきましては修正したものを後もってお配りしますので、ご了承をお願いします。

## 議 長

他にありませんか。ないようですので質疑を終了します。

## 議 長

これより採決に入ります。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転関係）、受付番号1番から受付番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

## 議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

（議案第5号 農地の賃借料情報の提供関係）

## 議 長

次に、議案書の5ページをご覧ください。

議案第5号 農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。

事務局からから説明させます。

## 事務局

### 【議案第5号の議案書を基に朗読後、説明】

議案第5号 農地の賃借料情報の提供について、ご説明いたします。

農地法の一部改正（平成21年12月15日施行）により、標準小作料制度が廃止され、農地法第52条の規定により、賃借等の動向、農地に関する情報の提供を行うことになっていきますので、今回、審議をお願いするものであります。

下記の賃借料情報は、平成29年1月から12月までの1年間の利用権設定の申出を基に、地域の平均から著しく高額であるものと低額なもの除いて、算出しております。賃借料を各町の大字別に「平均額」「最高額」「最低額」を記載しております。右側に物納による、10アール当たりの重量を示しております。

今後、農地の利用権設定の申出をする方の賃借料の目安としてご利用いただくことになります。以上で、議案第5号の説明を終わります。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。議案第5号について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第5号 農地の賃借料情報の提供について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認されましたので、「市報かんざき」及び「市のホームページ」で情報提供することといたします。

(農政水産課入室)

(議案第6号関係)

議 長

次に、別冊の議案第6号をご覧ください。

それでは、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）についてを議題といたします。

議 長

提案者である農政水産課から1ページの総括表について説明を求めます。

農政水産課

【議案第6号 議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の川端と申します、よろしくお願ひいたします。着席して説明させていただきます。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積

計画（利用権設定関係）について説明します。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

#### 利用権設定関係総括表 利用権設定関係

神埼町	新規	4件	再設定1件	計5件
内訳は田	19筆	28,527㎡		
千代田町	新規	0件	再設定7件	計7件
内訳は田	15筆	33,824㎡		
脊振町	新規	2件	再設定1件	計3件
内訳は田	21筆	14,330㎡		
神崎市	合計	15件		

内訳は田55筆 76,681㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。総括表による説明は以上です。

#### 議 長

只今、総括表の説明が終わりました。

2ページの農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号1番から受付番号4番について審議いたします。説明を求めます。

#### 農政水産課

##### 【議案第6号 議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの神埼町、新規1番から4番までの申し出について説明します。設定する内容は、田16筆26,746㎡となっております。その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

#### 議 長

集計表の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第6号 農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号1番から受付番号4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、3ページの農用地利用集積計画、神埼町、再設定の受付番号1番について、審議いたします。説明を求めます。

農政水産課

【議案第6号 議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの神埼町、再設1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田3筆1，781㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第6号 農用地利用集積計画、神埼町、再設定の受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、4ページの農用地利用集積計画、千代田町、再設定の受付番号1番から受付番号7番について審議いたします。説明を求めます。

農政水産課

【議案第6号 議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの千代田町、再設定1番から7番までの申し出について説明します。設定する内容は、田15筆33, 824㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第6号 農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の受付番号1番から受付番号7番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

5ページの農用地利用集積計画、脊振町、新規分の受付番号1番、受付番号2番について審議いたします。説明を求めます。

農政水産課

【議案第6号 議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の5ページの脊振町、新規1番から2番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田12筆3，385㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

集計表の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第6号 農用地利用集積計画、脊振町、新規分の受付番号1番、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、6 ページの農用地利用集積計画、脊振町、再設定の受付番号 1 番について審議いたします。説明を求めます。

農政水産課

【議案第 6 号 議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の 6 ページの脊振町、再設定 1 番の申し出について説明します。

設定する内容は、田 9 筆 10, 945 m<sup>2</sup>となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第 6 号 農用地利用集積計画、脊振町、再設定の受付番号 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

以上で、議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法、第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）についての審議を終わります。

農政水産課の皆さん、お疲れ様でした。

(農政水産課退室)

(農地法第18条第6項関係)

**議 長**

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題とします。受付番号1番から受付番号3番について、事務局から報告させます。

**事務局**

【報告第1号 受付番号1番から3番について報告書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明します。

農地法第18条第1項ただし書き第1号から第6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。1ページに記載しております、受付番号1番から3番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約ですので、お目通しをお願いします。以上です。

**議 長**

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等についてご質問はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

**議 長**

ないようですので、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりです。

**議 長**

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第2回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。

14時20分 閉 会